

◆政令月収の算出方法

これから入居される方や収入変動に伴う家賃減額申請する方（令和7年以降の収入で政令月収を算定する場合）は、下記表1をご確認ください。

1. 収入の種類について

◆ 紙与収入

例えば、会社員、店員、日雇い労働者、パートなどの給料、賃金、賞与などの収入をいいます。
紙与収入をもとに、計算により所得金額を算出します。

◆ 年金収入

例えば、厚生年金、国民年金、共済年金、恩給などの収入です。
年金収入をもとに、計算により年金所得を算出します。
法令により非課税とされている年金（障害基礎年金、遺族年金など）については、対象外となります。

◆ 事業等の収入

自営業、サービス業、外交員などの事業等での収入をいいます。
ここから必要経費を差し引いたものが事業所得となります。
確定申告されている額が所得金額になります。

2. 所得金額の計算方法について

（1）世帯の中で収入のある方を収入の種類別（給与・年金・事業）に計算します。

① 紙与所得者及び年金所得者

「所得金額の算出方法」（表1）により総収入額から所得金額を個人別に算出して
ください。

【表1下の、※1※2についても控除】

② 事業者等

自営業者等で確定申告をされている方については確定申告書の所得金額で算出するた
め、所得計算をする必要はありません。



（2）入居する15歳以上の全員の所得を合算して世帯の総所得を算出します。



（3）名義人本人を除き、現在同居しているか又は同居しようとする親族の人数を下記の算
出により算定し、（2）で算出した世帯の総所得から控除します。

□ 人 (名義人本人を除く) × 380,000 円 = □ 同居者控除 □



（4）さらに、世帯にかかる特別控除額（表2）から対象となる控除額を差し引きし、
12月で割って政令月収を算出します。

{ □ 世帯全員
の年間所得
- □ 同居者
控除
- □ 特別控除
(表2) } ÷ 12 = □ 政令月収 □

○表 1

所得金額の算出方法（給与所得者用）

年間総収入金額	年間給与所得の金額または計算式
651,000円未満	0円
651,000円以上～1,900,000円未満	年間総収入金額－650,000円
1,900,000円以上～3,604,000円未満	年間総収入金額を4000で割り、その答えの1円未満を切り捨てた後 4000を掛け戻し、出た額を右の(X)にあてはめてください。
3,604,000円以上～6,600,000円未満	(X) × 0.7 - 80,000円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	(X) × 0.8 - 440,000円
8,500,000円以上	年間総収入金額 × 0.9 - 1,100,000円
	年間総収入金額 - 1,950,000円

所得金額の算出方法（年金所得者用）

受給者の年齢	年間年金額(Y)	年間年金所得の金額または計算式
65歳以上の方	1,100,000円以下	0円
	1,100,001円以上～3,300,000円未満	(Y) - 1,100,000円
	3,300,000円以上～4,100,000円未満	(Y) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	(Y) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上～10,000,000円未満	(Y) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円以上	(Y) - 1,955,000円
65歳未満の方	600,000円以下	0円
	600,001円以上～1,300,000円未満	(Y) - 600,000円
	1,300,000円以上～4,100,000円未満	(Y) × 0.75 - 275,000円
	4,100,000円以上～7,700,000円未満	(Y) × 0.85 - 685,000円
	7,700,000円以上～10,000,000円未満	(Y) × 0.95 - 1,455,000円
	10,000,000円以上	(Y) - 1,955,000円

※ 1 公営住宅法施行令による基礎控除

上記に加え、給与所得者及び年金所得者については、10万円の基礎控除があります。

※ 2 所得金額調整控除

給与所得と年金所得を双方有する方で、その合計が10万円超の場合には、10万円を超える部分について所得金額調整控除（最大10万円）が措置され、給与所得から差し引かれます。

また、給与収入が850万円超で、特別障がい者や23歳未満の扶養親族がいる場合等には、年末調整時の職場への申告により所得金額調整控除（最大15万円）が適用されている場合があります。

○表2 特別控除額

特別控除の種類	特別控除の内容	特別控除額
老人扶養親族等	控除対象配偶者又は扶養親族（配偶者を除く）のうち70歳以上の方がおられる場合	1人につき 10万円
扶養親族 (16歳以上23歳未満)	扶養親族（配偶者を除く）のうち16歳以上23歳未満の方がおられる場合	1人につき 25万円
障がい者	名義人、同居親族、控除対象配偶者又は扶養親族に障がい者又は特別障がい者がおられる場合	障がい者 1人につき 27万円
特別障がい者		特別障がい者 1人につき 40万円
寡 婦	名義人又は同居親族に、所得のある寡婦がおられる場合	1人につき 27万円 〔所得金額が27万円未満の場合はその額〕
ひとり親	名義人又は同居親族に、所得のあるひとり親がおられる場合	1人につき 35万円 〔所得金額が35万円未満の場合はその額〕

特別控除にかかる用語の説明

用語	説明
障がい者	(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている方 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方 (3) 療育手帳（認定カード）の交付を受けている方 (4) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方 (5) 障がい者控除対象者認定書の交付を受けている方で、障がい者の認定を受けている方 等
特別障がい者	(1) 身体障がい者手帳の交付を受けている方で1級または2級に該当する方 (2) 戦傷病者手帳の交付を受けている方で特別項症から第3項症までに該当する方 注：恩給法別表第1項表ノ2（恩給法第49条ノ2関係）による (3) 原爆被爆者として厚生労働大臣の認定を受けている方 (4) 療育手帳（認定カード）の交付を受けている方でAに該当する方 (5) 精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で1級に該当する方 (6) 障がい者控除対象者認定書の交付を受けている方で特別障がい者の認定を受けている方 等
寡婦	次の（1）（2）いずれかに該当し、下記の「ひとり親」に該当しない方。 ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除く。 (1) 夫と離婚した後に婚姻をしていない方で、子以外の扶養親族があり、年間所得金額が500万円以下である場合 (2) 夫と死別した後に婚姻をしていない方・夫の生死が明らかでない方のいずれかで、年間所得金額が500万円以下である場合 (子以外の扶養親族の有無は関係なし。)
ひとり親	配偶者と死別・離婚した後に婚姻をしていない方・配偶者の生死が明らかでない方・婚姻歴がない方のいずれかで、生計を一にする子（年間所得が48万円以下で他の者の扶養親族又は同一生計配偶者でない子。年齢制限なし。）があり、年間所得金額が500万円以下である場合。 ただし、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる方がいる場合は除く。

■□ 政令月収の算出例 □■

名義人（45歳）〔自営業〕年間所得 2,000,000円
妻（43歳）〔給与〕年間収入 1,950,000円
子（17歳）〔収入なし〕高校生、身体障がい者手帳所持（2級）
妻の母（68歳）〔給与〕年間収入 900,000円
〔年金〕年間収入 1,170,000円

（1）家賃計算用の所得の算出

名義人

・事業所得 2,000,000円

名義人 : 2,000,000円

妻

①表1（給与所得者用）にあてはめ

$$1,950,000 \div 4,000 = 487.5$$

$$487 \times 4,000 \times 0.7 - 80,000 = 1,283,600\text{円}$$

②控除（表1下の※1）

公営住宅法上の基礎控除 100,000円

妻 (①-②) : 1,183,600円

妻の母

①給与 … 表1（給与所得者用）にあてはめ

$$900,000 - 650,000 = 250,000$$

②年金 … 表1（年金所得者用）の「65歳以上の方」にあてはめ

$$1,170,000 - 1,100,000 = 70,000$$

③控除（表1下の※1、※2）

公営住宅法上の基礎控除 100,000円

所得金額調整控除 70,000円

妻の母 (①+②-③) : 150,000円

世帯の合計 3,333,600円

（2）同居者控除の算出

$$380,000\text{円} \times 3\text{人} (\text{名義人以外の同居者の数}) = 1,140,000\text{円}$$

同居者控除は 1,140,000円

（3）特別控除の額を算出

①子は17歳でかつ所得が580,000円未満

→「扶養親族（16歳以上23歳未満）」として 250,000円の控除

②子は身体障がい者手帳（2級）

→「特別障がい者」として 400,000円の控除

世帯の特別控除は 650,000円

（4）政令月収を算出

（1）で算出された所得から（2）（3）で算出された金額を控除し、12月で割り戻し

$$\frac{3,333,600\text{円} - (1,140,000\text{円} + 650,000\text{円})}{12\text{月}} = 128,633\text{円}$$

世帯の政令月収は 128,633円。

政令月収は 123,001円から 139,000円の範囲なので家賃区分は「区分3」となります。